

## 地域情報コーナー及び地元企業応援コーナーの利用に関する規程

### 1. 趣旨

この規程は、鳥取市立中央図書館に設置した地域情報コーナー及び地元企業応援コーナー（以下「コーナー」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 設置目的

#### (1) 地域情報コーナー

このコーナーは、地域の魅力ある情報や地域活動などを図書館で紹介することで、人と人、地域と地域がつながり合い、よりよい地域社会のための新しい「もの」や「仕組み」が生み出されることを目的とする。

#### (2) 地元企業応援コーナー

このコーナーは、地元企業の優れたところを図書館で紹介することで、企業と地域、企業と企業がつながり合い、よりよい地域社会のための新しい「もの」や「仕組み」が生み出されること、また、若者が地元企業への就職を志すなど、地域の発展につながることを目的とする。

### 3. 館内で提供する物品

#### (1) 展示用書架 1 台（高 180 cm×横 180 cm×奥 35 cm：別紙図面参照）

一部アクリル板付、照明付（別紙図面参照）

#### (2) 展示台、イーゼル、額

#### (3) 必要に応じ、図書館所蔵の関連図書を展示

### 4. 利用資格

#### (1) 地域情報コーナー

因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏内にある教育機関、研究機関及、自治会及び地域活動団体など

#### (2) 地元企業応援コーナー

因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏内にある企業、事業所、研究機関及び団体など

### 5. コーナーの利用

(1) コーナーの利用は、1 回に 1 台とし、利用期間は 30 日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、その台数及び期間を別に指定することができる。

(2) 利用料は、無料とする。

### 6. 利用手続等

(1) 利用を希望する団体等は、地域情報コーナー及び地元企業応援コーナー利用申込書（様式第 1 号）を館長に提出しなければならない。

(2) 館長は、前項に規定する申込書等が適当であると認めたときは、利用決定通知書（様

第2号)を交付する。

## 7. 利用の制限

館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、コーナーの利用を停止し、又は禁止することができる。

- ① 直接に物品を販売すること
- ② 人権侵害、差別、基本的人権の侵害につながるもの
- ③ 法律で禁止されている商品、無許可商品及び不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ④ 個人の名誉をき損、中傷又はひぼうするもの
- ⑤ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ⑥ 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- ⑦ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、不安を与えるおそれのあるもの
- ⑧ 誇大な表現又は射幸心をあおるもの
- ⑨ 虚偽の内容を表示するもの
- ⑩ 法令等で認められていない業種、商法、商品
- ⑪ 国家資格等に基づかない者が行う治療等
- ⑫ 性に関する表現が著しく、露骨又はわいせつなもの
- ⑬ 暴力や犯罪を肯定するもの
- ⑭ 残酷な描写及び公序良俗に反するもの
- ⑮ ギャンブルにかかるもの
- ⑯ 鳥取県の条例で有害指定されたもの
- ⑰ その他館長がふさわしくないと認めたもの

## 8. その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

### 附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

(様式第1号)

地域情報コーナー及び地元企業応援コーナー利用申込書

年 月 日

鳥取市立中央図書館長 様

下記のとおり利用を申し込みます。

利用コーナー	・地域情報コーナー    ・地元企業応援コーナー    (いずれか○)
(フリガナ) 名称及び 代表者氏名	
(フリガナ) 所在地 連絡先	(〒      -      )  電話番号 (      )      -
利用の目的	
主な活動内容等	
主な展示内容	
その他設備、図書の展 示等要望事項	
利用希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(様式第2号)

地域情報コーナー及び地元企業応援コーナー利用決定通知書

様

鳥取市立中央図書館長

年 月 日付けで申し込みのあった施設の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用コーナー	・地域情報コーナー      ・地元企業応援コーナー
名称及び 代表者氏名	
所在地 連絡先	(〒      -      ) 電話番号 (      )      -
利用の目的	
主な展示内容	
その他設備、図書の展 示等要望事項	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日